

川口市ホームページバナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市広告掲載要綱（平成21年4月21日市長決裁）及び川口市広告掲載基準（平成21年4月21日市長決裁）に定めるもののほか、川口市（以下「市」という。）のホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/> で始まるホームページ（スマートフォン用含む）のことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦105ピクセル、横210ピクセルとする。
- (2) 画像の形式は、GIF（アニメ可）又はJPEGとする。
- (3) データ容量は、16KB以内とする。

2 前項に規定するもののほか、デザイン等広告表現に関する基準は、川口市ホームページバナー広告表現ガイドラインの規定を遵守するものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 バナー広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市が指定した場所とし、枠数は12以内とする。

(広告の掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、連続する3か月から12か月までの範囲内で、1か月を単位として市と広告主との合意により定める。

- 2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日（この日が川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市長が別に定める日）とする。
- 3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日（この日が市の休日に当たるときは、市長が別に定める日）とする。

(広告掲載の優先順位)

第6条 市長は、広告掲載希望者が、第4条に規定する枠数（以下「掲載枠数」という。）を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

- (1) 市内に事業所等を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定による順位及び掲載希望月数の同じ広告掲載希望者が掲載枠数を超えたときは、次条第4項に規定する川口市ホームページバナー広告掲載案内依頼書（様式第1号）（以下「案内依頼書」という。）を提出しているものを優先するものとする。なお、複数の広告掲載希望者が案内依頼書を提出しているときは、案内依頼書を先に提出したものを優先するものとする。
- 3 前2項の規定によっても、広告掲載希望者が掲載枠数を超えたときは、抽選により決定する。
- 4 市長は、広告主が引き続き広告の掲載を希望した場合は、前3項の規定にかかわらず、優先することができるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ等で行うものとする。

- 2 市長は、広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。
- 3 市長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、広告掲載の案内をすることができる。
- 4 広告掲載希望者は、広告枠に空きがないときは、案内依頼書を市長に提出し、広告枠に空きが生じた際に、市長から広告掲載希望者の募集の案内を受けることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 市ホームページへの広告掲載希望者は、掲載希望月の前々月の15日（この日が市の休日に当たるときは、その前日）までに、川口市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第2号）に広告の原稿を添えて、市長に申込みをするものとする。ただし、広告主が引き続き広告の掲載を希望するときは、前段の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに、申込みをするものとする。

- 2 市ホームページへの広告掲載希望者は、前項の申込み時点で、バナー広告を掲載する期間中に広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更することが決定しているときは、変更が生じる理由及び変更する時期を記したものの（任意様式）並びに変更後の広告原稿等を添えることにより、第16条第2項に定める川口市ホームページバナー広告掲載変更申込書（様式第3号）（以下「変更申込書」という。）の提出を省略することができる。

(広告掲載の可否の決定)

第9条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、当該申し込みにかかわる広告案等を要綱第3条第1項及び基準に基づき、掲載の可否及び内容等を審査し、その掲載の可否を決定ものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者にその決定の内容を川口市ホームページバナー広告掲載・不掲載通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(広告掲載契約の締結)

第10条 市は、広告主と広告掲載について、川口市ホームページバナー広告掲載契約書(様式第5号)(以下「契約書」という。)により契約を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告の内容及びデザイン等については、市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないようにするものとする。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、1枠1か月につき33,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。ただし、掲載期間が6か月以上9か月未満の場合にあつては100分の95を、9か月以上12か月未満の場合にあつては100分の90を、12か月の場合にあつては100分の85をそれぞれその額に乗じて得た額とする。

2 掲載期間が引き続き6か月以上の契約をした場合において、その契約期間満了後に引き続き再度の契約をするときにおける当該再度の契約に係る広告掲載料については、前項の規定にかかわらず、掲載期間が6か月未満の場合にあつては100分の95を、6か月以上9か月未満の場合にあつては100分の90を、9か月以上12か月未満の場合にあつては100分の85を、12か月の場合にあつては100分の80をそれぞれ同項本文に規定する額に乗じて得た額とする。

3 広告主は、広告掲載料を市が指定する期日までに、一括納付するものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令又は契約に違反し、又は違反のおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載契約の解除)

第14条 市は、次の各号に該当する場合には、契約書に定めるところに従い、川口市ホームページバナー広告掲載契約解除通知書(様式第6号)により広告掲載契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
 - (4) その他広告主が契約に違反したとき。
- 2 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取りやめるときは、川口市ホームページバナー広告掲載取下げ申出書(様式第7号)により市長に申し出るものとする。
- 3 市は、広告主が前項の規定により広告掲載を取下げた場合においては、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 市は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかった時間が連続して48時間を超えた場合は、納付済みの広告掲載料を日割計算により当該広告主に返還する。

- 2 掲載できなかった時間が連続して48時間を超えた時点で2日分として、以降掲載できなかった日数(24時間までを1日として算定した日数とする。)を追加する。
- 3 返還する金額は、第12条に定める月額を当該月の日数により日割りにて計算した額とし、円未満の端数は切り捨てる。
- 4 前各項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告及びそのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

(広告原稿等の変更)

第17条 広告主は、1か月を単位として、広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更するときは、変更する月の前月の15日(この日が市の休日に当たるときは、その前日)までに市長に変更申込書を提出するものとする。ただし、

広告原稿を変更する場合は、変更申込書の提出の際に変更後の広告原稿を添えるものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、市ホームページへのバナー広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。
なお、川口市ホームページバナー広告取扱要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。